

許可番号06521005533

産業廃棄物処分業許可証

住 所 京都府京都市伏見区桃山町新町35番地

氏 名 旭興産業株式会社 代表取締役 山分洋
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

京都市長 門川大作



許可の年月日 令和 3年 3月 9日

許可の有効年月日 令和 8年 3月 8日

1. 事業の範囲

中間処理 (破碎・選別)

- (1) 破 碎 ②③④ (廃ランプ類に限る。)
(2) 選 別 ①②③ (廃電池に限る。)

①汚 泥 ③金 属 く ず
②廃プラスチック類 ④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
以上4種類 (石綿含有産業廃棄物であるものを除く。)
(水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)
(水銀含有ばいじん等を除く。)

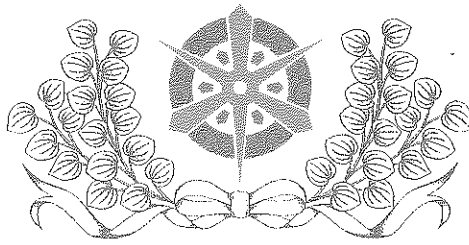
2. 事業の用に供する全ての施設

設置場所：京都市伏見区横大路千両松町60番4, 475番2

- (1) 破碎施設 (蛍光灯破碎機)
設置年月日：平成12年12月20日
処 理 能 力：②③④ (廃蛍光灯) 6 t/日 (8H)
- (2) 破碎施設 (ランプ類破碎機)
設置年月日：平成15年 4月28日
処 理 能 力：②③④ (廃ランプ類) 0.96 t/日 (8H)
- (3) 選別施設 (電池選別機)
設置年月日：平成15年 4月28日
処 理 能 力：①②③ (廃電池) 1.6 t/日 (8H)

3. 許可の条件

定期的に作業場内の水銀濃度を測定すること。



4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年	3月	9日	新規許可
平成15年	6月	3日	変更許可（品目①及び選別の追加）
平成18年	3月	9日	更新許可
平成23年	3月	9日	更新許可
平成28年	3月	9日	更新許可
平成29年	11月	28日	許可証書換え（水銀）
令和3年	3月	9日	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
無